

○神奈川県県税条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号）新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第34条（略）</p> <p>附則</p> <p>1～30（略）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>	<p>第1条～第34条（略）</p> <p>附則</p> <p>1～30（略）</p> <p>（個人県民税に係る報告の特例）</p> <p>31 条例第12条第2項の規定による報告のうち、指定都市の長が行う平成31年度から令和4年度までの個人の県民税の滞納繰越分の変更状況に係る報告については、第34条及び別表第4の規定にかかわらず、附則第4号様式により行うものとする。</p> <p>32 第16条の規定による報告のうち、指定都市の長が行う平成30年4月から令和5年3月までの個人の県民税の徴収状況に係る報告については、第34条及び別表第4の規定にかかわらず、附則第5号様式により行うものとする。</p> <p>33 第17条の規定による報告のうち、指定都市の長が行う平成32年度から令和4年度までの個人の県民税の滞納繰越分の清算状況に係る報告については、第34条及び別表第4の規定にかかわらず、附則第6号様式により行うものとする。</p>

<削除>

第3編 財務 (神奈川県県税条例施行規則)

附則第4号様式 (用紙 日本産業規格A4縦長型)

個人県民税額変更状況報告書 (滞納繰越分用) (指定都市用)

年 月 日

神奈川県 県税事務所長殿

市長

次のとおり
ます。

年度分の個人の県民税額 (滞納繰越分) の変更状況について報告し

年 月末現在

区 分	平成30年度以後の課税分		平成29年度までの課税分		計	
	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数
前月末調定額	円		円		円	
変更額	増額分					
	減額分					
差引額						
区 分	過少申告加算金		不申告加算金		重加算金	
前月末調定額	円		円		円	
変更額	増額分					
	減額分					
差引額						
備考						

備考 増減額が一部について行われた場合の件数は、当該件数欄の上段に () 外書きで記入してください。

追加 [平成31年規則31号]、一部改正 [令和元年規則15号]

◎ [神奈川県二〇六一]

七七三の六

<削除>

第3編 財務 (神奈川県県税条例施行規則)

附則第5号様式(用紙 日本産業規格A4縦長型)

個人県民税徴収状況報告書(指定都市用)

第 年 月 日

神奈川県 県税事務所長殿

市長

次のとおり個人の県民税の徴収状況について報告します。

年度 月分		払い込むべき額	円	按分率
払い込むべき額の内訳		市に納付(納入)のあつた市民税と県民税の徴収金の合計額		県民税としての徴収金
現年課税分	税額		円	円
	延滞金			
	過少申告加算金			
	不申告加算金			
	重加算金			
	計			
滞納繰越分	平成30年度以後の課税分	税額		
	延滞金			
	過少申告加算金			
	不申告加算金			
	重加算金			
	計			
平成29年度までの課税分	税額			
	延滞金			
	過少申告加算金			
	不申告加算金			
	重加算金			
	計			
区分		市民税と県民税の不納欠損額の合計額		県民税の不納欠損額
不納欠損額	平成30年度以後の課税分		円	円
	平成29年度までの課税分			
	計			
備考	(県が徴収した徴収金の合計額 円(このうち地方税法第48条第2項の規定によるもの(同条第8項において準用する同条第1項又は第2項の規定によるものを含む。) 円)を含む。))			

- 備考
- 按分率の欄の上段には現年課税分に係る県民税としての徴収金及び滞納繰越分のうち平成30年度以後の課税分に係る県民税としての徴収金の算定に用いた按分率を、同欄の下段には滞納繰越分のうち平成29年度までの課税分に係る県民税としての徴収金の算定に用いた按分率(平成30年3月31日現在の按分率)をそれぞれ記入してください。
 - 市に納付(納入)のあつた市民税と県民税の徴収金の合計額の欄には、地方税法第48条第1項又は第2項(これらの規定を同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により県が徴収した徴収金を含めた合計額を記入してください。また、その旨を備考の欄に記入してください。

追加[平成30年規則13号]、一部改正[平成31年規則31号・令和元年15号]

◎「神奈川県二〇六一」

七三三の七

第3編 財務 (神奈川県県税条例施行規則)

附則第6号様式(用紙 日本産業規格A4縦長型)

個人県民税清算状況報告書(滞納繰越分用)(指定都市用)

年 月 日

神奈川県 県税事務所長殿

市長

次のとおり 年度分の個人の県民税(滞納繰越分)の清算状況について報告します。

区 分		市 民 税	県 民 税	計			
年度当初の収入未済額		円	円	円			
按 分 率	当該年度の3月31日現在の按分率		(ア)				
	5月及び6月の払込みに用いた按分率						
	7月から3月までの払込みに用いた按分率						
	平成30年3月31日現在の按分率						
区 分		税 額	延 滞 金	過 少 申 告 金 加 算 金	不 申 告 金 加 算 金	重 加 算 金	計
平成30年度以後の課税分	4月から3月31日までに当該年度分として市に納付又は納入のあつた市民税と県民税に係る徴収金の合計額 (イ)	円	円	円	円	円	円
	上記合計額に当該年度の3月31日現在の按分率を乗じて得た県に払い込むべき徴収金の額 (イ)×(ア) (ウ)						
	5月から3月までの間に県に払い込むべき額の合計額 (エ)	()	()	()	()	()	()
	4月中に払い込むべき額 (オ)						
	県に払い込むべき額の合計額 (エ)+(オ) (カ)						
	過 不 足 額 (ウ)-(カ) (キ)						
	4月分として県に払い込むべき県民税に係る清算払込額 (オ)+(キ) (ク)						
	平成29年度までの課税分	4月分として県に払い込むべき県民税に係る額 (ケ)					
4月分として県に払い込むべき県民税に係る額の総額 (ク)+(ケ)							
備 考		(県が徴収した徴収金の合計額 円を含む。)					

- 備考 1. 平成30年度以後の課税分の各欄の記載に当たっては、次の事項に留意してください。
- 4月から3月31日までに当該年度分として市に納付又は納入のあつた市民税と県民税に係る徴収金の合計額の欄には、地方税法第48条第1項又は第2項の規定により県が徴収した徴収金を含めた合計額を記入すること。
 - 4月中に払い込むべき額の欄には、3月中に市に納付又は納入のあつた市民税と県民税に係る徴収金の合計額に(ア)の按分率を乗じて得た額を記入すること。
 - 5月から3月までの間に県に払い込むべき額の合計額の欄の()内には、3月31日現在の未払込額を内書きで記入すること。
2. 平成29年度までの課税分の4月分として県に払い込むべき県民税に係る額の欄には、3月中に市に納付又は納入のあつた平成29年度までの課税分に係る市民税と県民税に係る徴収金の合計額に、平成30年3月31日現在の按分率を乗じて得た額を記入してください。

追加 [平成31年規則31号]、一部改正 [令和元年規則15号]

年 月 日から 年 月 日まで

業 務		課 税 標 準 額	税 率	税 額
摘 要		十 億 百 万 千 円		十 億 百 万 千 円
更正、決定等によるもの	地方税法第72条の2第1項	所得金額総額		
		年 万円以下の金額	100	
		年 万円を超え	100	
		年 万円以下の金額	100	
		年 万円を超える金額	100	
		計		
		軽減税率不適用法人の金額	100	
		付加価値額総額		
		付 加 価 値 額	100	
		資本金等の額総額		
		資 本 金 等 の 額	100	
		収入金額総額		
収 入 金 額	100			
地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業	所得割		100	
	所得金額総額			
	所得金額			
	付加価値額総額			
	付 加 価 値 額	100		
	資本金等の額総額			
資 本 金 等 の 額	100			
収入金額総額				
収 入 金 額	100			
地方税法第72条の2第1項第4号に掲げる事業	付加価値額総額			
	付 加 価 値 額	100		
	資本金等の額総額			
	資 本 金 等 の 額	100		
	収入金額総額			
収 入 金 額	100			
合 計 事 業 税 額				
平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額		事業税の特定附金税額控除額		
仮装経理に基づく事業税額の控除額		既に納付の確定した事業税額		
租税条約の実施に係る事業税額の控除額		納付すべき(減少(△印)する)事業税額		
納付すべき(減少)する事業税額	△印) 地方税法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業	所得割	付加価値割	
		資本割	収 入 割	
	地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業	所得割	付加価値割	
		資本割	収 入 割	
	地方税法第72条の2第1項第4号に掲げる事業		付加価値割	
		資本割	収 入 割	
減少する事業税額のうち仮装経理に基づく繰越控除税額		減少する事業税額のうち租税条約の実施に係る繰越控除税額		
特 別 法 人 事 業 税 又 は 地 方 法 人 特 別 税				
更正、決定等によるもの	地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額		100	
	地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額		100	
	地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額		100	
	地方税法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額		100	
	地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額		100	
合 計 特 別 法 人 事 業 税 額 又 は 地 方 法 人 特 別 税 額				
仮装経理に基づく特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額		既に納付の確定した特別法人事業税額又は地方法人特別税額		
租税条約の実施に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額		納付すべき(減少(△印)する)特別法人事業税額又は地方法人特別税額		
減少する特別法人事業税額又は地方法人特別税額のうち仮装経理に基づく繰越控除税額		減少する特別法人事業税額又は地方法人特別税額のうち租税条約の実施に係る繰越控除税額		

区 分	基 礎 税 額	適 用 率	金 額
	十 億 百 万 千 円		百 万 千 円
加 算 金		100	
		100	
		100	
		100	
重 加 算 金		100	
		100	
		100	
		100	

備考 この付表は、地方税法第72条の2第1項第4号に掲げる事業を行う法人に対して通知する場合に添付すること。

<新旧>

第63号様式（別表第4関係）（用紙 日本産業規格A 4縦長型）

法人の県民税及び事業税に係る課税標準額等の通知書

第 年 月 日 号

都道府県知事殿

神奈川県

県税事務所長

次のとおり法人の県民税及び事業税に係る課税標準額等について通知します。

法人の名称	(法人課税信託の名称)				
主たる事務所等の所在地					
事業(連結事業)年度	年 月 日から	年 月 日まで	期末現在の資本金の額又は出資金の額	千円	
税務官署処理区分及び処理年月日	(区分)	年 月 日	期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額		
法人税修正申告年月日	年 月 日	申告期限延長月数	県民税 月	事業税 月	期末現在の資本金等の額
申告区分	処理区分		適用法人区分	法第 条の	適用

課税標準額の総額等	県民税	(使途秘匿金税額等) 法人税額(個別帰属法人税額)	(円) 千円	
		所得金額	1号又は第2号に掲げる事業 1年 万円以下の金額	円
			2号に掲げる事業 1年 万円を超え1年 万円以下の金額	
			3号に掲げる事業 1年 万円を超える金額	
	地方税法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業	計又は軽減税率不適用法人の金額		
		付加価値額		
		資本金等の額		
	地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業	収入金額		
		所得金額		
		付加価値額		
収入金額				
外国の法人	税額控除超過額相当額の加算額の総額			
	道府県民税分		円	
	市町村民税分			
	法人税割額から控除すべき外国税額の総額			
	道府県民税分		円	

本県の加算金処理状況	過少申告加算金に対応する所得金額等	1号又は第2号に掲げる事業 1号又は第2号に掲げる事業 1号又は第2号に掲げる事業 1号又は第2号に掲げる事業 1号又は第2号に掲げる事業	所得割		円
		付加価値割			
		資本割			
		収入割			
		所得割			
	重加算金に対応する所得金額等	1号又は第2号に掲げる事業 1号又は第2号に掲げる事業 1号又は第2号に掲げる事業 1号又は第2号に掲げる事業 1号又は第2号に掲げる事業	所得割		
		付加価値割			
		資本割			
		収入割			
		所得割			
	1号又は第2号に掲げる事業 1号又は第2号に掲げる事業 1号又は第2号に掲げる事業 1号又は第2号に掲げる事業 1号又は第2号に掲げる事業	付加価値割			
	資本割				
	収入割				
	所得割				
	付加価値割				
	1号又は第2号に掲げる事業 1号又は第2号に掲げる事業 1号又は第2号に掲げる事業 1号又は第2号に掲げる事業 1号又は第2号に掲げる事業	資本割			
	収入割				

税 等 の 額 の 控 除 額 等	市 町 村 民 税 分	
	(個別) 控除対象所得税額等相当額の控除額の 総額	
	道 府 県 民 税 分	円
	市 町 村 民 税 分	
	補 正 後 の 従 業 者 数 の 総 数	
	道 府 県 民 税 分	人
加 算 税	過 少 申 告 加 算 税	円
	重 加 算 税	
備 考		

関係都道府県の事務所等 の所在地	事業税分割基準		県 民 税 分割基準
(分割都道府県数 計)			

<新旧>

第65号様式 (別表第4関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

法人税額等の通知書

第 年 月 日

市町村長 殿

神奈川県 県税事務所長

次のとおり法人税額 (個別帰属法人税額) について通知します。

法人の名称		(法人課税信託の名称)		
主たる事務所等の所在地				
事業 (連結事業) 年度	年 月 日から 年 月 日まで			申告期限 延長月数
税務官署処理区分及び処理年月日	(区分)	期末現在の資本金の額又は出資金の額	千円
法人税修正申告年月日	期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
法人 (個別帰属法人税額) の総額		千円	期末現在の資本金等の額	
使途秘匿金税額等	円	円	税額控除超過額相当額の加算額の総額	円
			外国の法人税等の額の控除額等 (市町村民税分)	
従業者の総数	人	人	税額控除対象所得税額等相当額の控除額の総額	人
			補正後の従業者数の総数	
申告区分	処理区分		重加算税対応所得金額	円

(備考)